

介護支援専門員の登録と介護支援専門員証の 交付手続き（実務研修修了者の手続き案内）

令和8年3月
福島県高齢福祉課

介護支援専門員実務研修を修了した方は、研修修了日から3か月以内に『介護支援専門員登録申請』を行うことで福島県の【介護支援専門員資格登録簿】へ登録されます。

登録後『介護支援専門員証』の交付を受けることで、介護支援専門員の資格を必要とする業務に従事することができます。『介護支援専門員証』の交付申請は、『介護支援専門員登録申請』と同時に行うことができます。

【実務研修修了後の手続き】 ＊各種様式は福島県ホームページに掲載

介護支援専門員登録申請

【福島県介護支援専門員資格登録簿】への登録手続きとなり、全員必要な手続きです。

申請期限：令和8年6月10日(水)必着（研修修了日から3か月以内）

- ① 介護支援専門員登録申請書（第1号様式）
- ② 実務研修修了証明書の写し
- ③ 個人番号記載のある住民票
- ④ 身元確認書類（本人確認書類貼付台紙に貼付）

介護支援専門員証の交付申請

介護支援専門員証の交付日以降、介護支援専門員の実務に就くことができます。

実務に就かれる方は、登録申請と併せて申請してください。

今回申請しない方は、介護支援専門員登録後5年以内であれば後日申請できます。

- ① 介護支援専門員証交付申請書（第7号様式）
- ② 福島県収入証紙2,200円（①の交付申請書に貼付）
- ③ 写真（縦3cm×横2.4cm）1枚
 - ・交付申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上半身、無背景のもの
 - ・写真の裏面に氏名を記入
- ④ 個人番号及び本人確認ができる書類
 - ・本人確認書類貼付台紙に貼付
 - ・登録申請と同時に申請の場合は、併せて1部（登録申請に個人番号記載住民票と身元確認書類を添付）

＊登録後に介護支援専門員証の交付申請をする場合には

『介護支援専門員登録通知書の写し』を提出してください。

（登録申請と同時に申請の場合は不要）

介護支援専門員証の交付は、申請受付より 1 月程度時間を要します。

3 月末までに介護支援専門員証の交付を希望する方は 令和 8 年 3 月 23 日(月)

必着で申請してください。申請書類等に不備がない場合には 3 月末に送付します。

【個人番号と本人確認書類の提出について】

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、令和 6 年 12 月 1 日より介護支援専門員の登録申請等において、申請書に個人番号（マイナンバー）を記載することが義務化されました。

各申請書に個人番号を記載と、番号確認書類と身元確認書類を 本人確認貼付台紙へ貼付し提出してください。

〈番号確認書類〉以下の書類から 1 点提出

- ・個人番号（マイナンバー）カード（個人番号が表示されている面）
- ・通知カード（住民票上の住所と通知カード記載の住所が一致する場合のみ使用可）
- ・個人番号が記載された住民票

〈身元確認書類〉以下の書類から 1 点提出（顔写真付きの証明）

- ・個人番号（マイナンバー）カード（顔写真が表示されている面）
- ・運転免許証又は運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）

留意事項

- ・登録できる期間は、実務研修修了日から 3 か月以内（介護保険法施行規則 113 条の 7）。到着日が 3 ヶ月（6 月 10 日必着）を過ぎた場合は、登録の手続きが無効となります。
- ・介護支援専門員の欠格事項に該当する場合は、登録できません。（*介護支援専門員登録申請書の誓約書をご確認ください。）
- ・登録名簿に掲載した後に、登録通知をお送りします。介護支援専門員登録者であることを証明する書類となり、再発行できませんので、ご自身で原本を保管・管理してください。
- ・介護支援専門員証の有効期間は交付日より 5 年間です。介護支援専門員証を更新するために必要な研修や受講年度に関しましては各自、福島県のホームページや研修実施機関のホームページを確認してください。

○提出方法：郵送（*簡易書留で送付してください。）

○提出期限：令和 8 年 6 月 10 日(水) 必着

3 月末に介護支援専門員証送付希望者→令和 8 年 3 月 23 日(月) 必着

○宛先：〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県高齢福祉課 ケアマネ担当宛

（お問合せ先）E-mail：kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

（福島県ホームページ）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/r4jitumu-keamanekensyu.html>